

# 七、大マニラ防衛司令部關係事項

## 告示

### 防衛司令部設置ニ關スル件(假譯)

- 一、日本軍大マニラ市防衛司令部ヲ「ミリタリ・アラサ」ニ設置ス、
  - 二、防衛ノ目的ハ一般治安安寧秩序ヲ確保シ大マニラ市ニ於ケル違法ヲ監督スルニアリ  
民衆ハ心配無ク日常生活ヲ營ムヘシ
  - 三、日本軍ニ對シ敵對行動ヲ爲シ財産ヲ掠奪スル者ハ嚴罰ニ處スヘシ
  - 四、日本軍人ノ護衛スル建物並ニ區域ニ入ルコトヲ許可サレタル者ニハ防衛司令官發行ノ證明書ヲ交付スヘシ
- 該證明書ハ防衛司令部ニ於テ交付サルヘシ

五、會合並ニ集會ハ一般ニ禁止ス

但シ防衛司令官ノ特ニ許可アリタルモノハ

之ヲ除ク

六、安寧若クハ防衛ニ關シ日本軍ニ援助ヲ與ヘ

ント欲スル者ハ憲兵隊(ハイアライニアリ)

若クハ防衛司令部ニ來ルヘシ

昭和十七年一月八日

大マニラ防衛司令官

### 燈火管制實施ニ關スル件

最近敵機日本軍ノ目ヲ掠メテ來襲スルコトアル

ニ就キ市民一般ニ當分ノ間燈火管制(警戒管制)ヲ

實施スヘシ

右告示ス

昭和十七年一月三十日

大マニラ市防衛司令官

掠奪者ニ對シ兵器使用ノ件

軍ノ保管スル物件及建造物並ニ一般家屋倉庫等  
ニ紊リニ侵入シ物品等ヲ掠奪スルノ行爲ヲ對シ夫  
ハ軍ハ治安維持ノ爲兵器ヲ使用スルノ由ムナキモ  
至ルヘク從テ該行爲者ノ生命ハ之ヲ保障セス

茲ニ一般ニ告示ス

昭和十七年二月三日

大マニラ市防衛司令官

砲實彈射擊實施ニ關スル件

來ル二月五日 自九、〇〇〇 至三、〇〇〇 區ボロ  
俱樂部北側附近海岸ニ於テマニラ灣コレヒドール  
方向ニ對シ砲實彈射擊ヲ實施スルニ付附近航行中  
ノ船舶ハ注意スヘシ  
右告示ス

昭和十七年二月四日

大マニラ市防衛司令官

砲實彈射擊實施ノ件

來ル二月十日九時ヨリ十八時ノ間バサイ區ボロ俱  
樂部北側附近海岸ニ於テマニラ灣コレヒドール方  
向ニ對シ砲實彈射擊ヲ實施スルニ付附近航行中  
ノ船舶ハ注意スヘシ  
右告示ス

昭和十七年二月七日

大マニラ市防衛司令官

英人三名銃殺ニ關スル件

トマス・ヘンリー・フレッチャー(英人) ヘンリー・  
エドワード・ウィリアムズ(英人) ロザレック・ポー  
スウィック・ジョイコック(英人以上何レモ假名)  
右三名ハ他ノ敵國人ト共ニ一月三日 サント・ト  
リス大學ヲ收容シタルモステグ、最近皇軍ノ  
殊遇ニ恒レテ兎角所内ノ統制ヲ紊リ、剩ヘ敵軍ヲ

利スヘク外界ト通謀セントシテ大膽ニモ二月十一日夜逃亡ヲ企テタル科ニヨリ、軍律ノ定ムル所ニヨリ右三名ヲ銃殺ニ處シタリ

昭和十七年二月十五日

大マニラ市防衛司令官

民ハ注意アリ度シ

左記

- 一、日時 本月十七日自午前九時至正午
- 一、場所 マーフィ兵營東北方、射撃場
- 一、目的 射撃演習及ヒ試射ノ爲
- 一、火器ノ種類及ヒ射撃ノ發數 重機關銃 百發  
迫撃砲 五發

追撃砲 五發

### 砲實彈射撃實施ノ件

昭和十七年二月十五日

大マニラ市防衛司令官

來ル二月十七日 自〇九、〇〇〇間「バサイ」區「ロ」至十三、〇〇〇間「バサイ」區「ロ」俱樂部北側附近海岸ニ於テ「マニラ」海軍「ロ」方向ニ對シ砲實彈射撃ヲ實施スルニ付附近航行中ノ船舶ハ注意スヘシ

昭和十七年二月十五日

大マニラ市防衛司令官

### 砲實彈射撃ニ關スル件

左記ノ通り砲實彈射撃ヲ實施スルヲ以テ大マニラ市

### 砲實彈射撃實施ノ件

來ル二月二十二日 自一二、〇〇〇時「キャピテ」市及「キャピテ」、カ「ヤカオ」海岸中間附近ニ於テ砲實彈射撃ヲ實施スルニ付注意スヘシ

右告示ス

昭和十七年二月十五日

大マニラ市防衛司令官

自動車運行上ノ規定ニ關スル件

自動車交通事故防止ノ爲市内交通ニ關シ一般ニ左  
記事項ヲ嚴守スヘシ

左 記

- 一、左側通行停止ヲ勵行スヘシ
- 二、速度ハ乗用車 四十軒以内

自動貨車 三十軒以内

- 三、危險地域ニ於ケル警報器ノ使用及速度低下ヲ  
躊躇スヘカラス

- 四、當分ノ間遮光設備ナキ夜間運行ヲ禁ス

- 五、操縦者ハ嚴ニ交通整理班ノ指示ニ從フヘシ  
昭和十七年二月十六日

大マニラ市防衛司令官

八、大日本憲兵隊關係事項

告 示

憲兵分駐所設置ノ件

「マニラ」市「サンチャゴ」要塞内大日本憲兵隊ハ治安維持及良民保護ノ爲メ「マニラ」市及「ケソン」市ニ  
左ノ十ヶ所ノ憲兵分駐所ヲ開設セリ

分駐所	所在地	電話	受持區域
第一分駐所	「エーヤポート」 「トンド」 「アスカラガ街」	四九七九五	「ト」 「ン」 「ニコ」 「ラス」 區區